

正 誤 表

令和4年第1回市議会定例会

令和4年第1回茅ヶ崎市議会定例会議案書その2

頁	位置	誤
13	上から 9行目	略 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。 略
		正
		略 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日 <u>(次項において「施行日」という。)</u> 以後も、なお従前の例により担保に供することができる。 3 <u>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</u> 略